



町では町民の皆さんのご依頼により、講師を派遣する「まちづくり出前講座」を行っています。

●受講することができる方

原則として、町内に在住・在勤・在学する方で10人以上のグループ(自治会、PTA、サークルなど)であればどなたでも受講できます。開催しようとする日の3ヶ月から14日前までの間に、教育委員会生涯学習課へ「まちづくり出前講座」申込書を提出してください。

●開催時間と場所

開催時間は午前9時～午後9時までの間で、2時間以内となっています。

開催場所は原則として町内であればどこでもかまいません。会場の確保は受講生側にお願いしています。なお、一部の講座については、開催場所や時間に指定がありますのでご注意ください。

また講師の都合により、希望の日程に对应されない場合があります。そのような場合は日時を調整させていただきますので予めご了承ください。

●開催の経費

講師の派遣に要する経費は無料です。

なお、次の場合は実施することができません。

◇公益を害するおそれがある場合

◇政治、宗教又は営利を目的とした催し等に利用するおそれがある場合

◇その他、まちづくり出前講座の目的に反し、その開催が適当でない場合